

伊藤みきさんが
MLGs 広報大使に就任されました

2月1日(火)、琵琶湖版のSDGsとして目標設定された、マザーレイク
ゴールズ(MLGs)の広報大使委嘱式が滋賀県庁で行われ、日野町出身で元
フリースタイルスキー女子モーグル日本代表
選手の伊藤みきさんが、琵琶湖環境部長から
委嘱状を受け取られました。

伊藤さんは「琵琶湖のためや県民の健康に
つながるような活動をしていきたい」と抱負
を話され、今後は広報大使第1
号として、広報活動に携わり、事
業に協力されます。



株式会社オカイチ・WorksOkaと
災害時応援協定を締結しました

1月18日(火)、株式会社オカイチ(岡安扶
代表取締役社長)およびその協力会社 Wor
ksOka(岡岳志代表)と「災害時等におけ
る無人航空機の運用に関する協定」を結びま
した。

協定の締結により、災害時等に日野町から
の要請に基づきドローンでの空撮によって情
報収集をすることができるようになります。
速やかな情報収集によって、より早期の復旧
活動等につながることが期待されます。



SDGsにつながる
取り組みを紹介

外来種による
被害を防ごう

外来種(外来生物)とは

人間の活動によって他の地域か
ら本来生息していなかった地域に
入ってきた生物のことです。「滋
賀県外来種リスト2019」で
は、アメリカザリガニやブラック
バスなど808種類が外来種と
して選定されています。その中
も、地域の自然環境に大きな影響
を与え、生物多様性を脅かす恐れ
のあるものを「侵略的外来種」と
いいます。

外来種(外来生物)が
及ぼす悪影響について

- ① 捕食…在来種を食べる
- ② 競争…在来種の生息・生育環境
を奪ってしまう
- ③ 遺伝的かく乱…近縁の在来種と
交雑して雑種をつくる

- ④ 攻撃性…人を噛んだり刺したり
する
- ⑤ 伝染病の伝播…病原性の生物・
ウイルスを持ち込む
- ⑥ 環境の改変…大規模に生息・生
育することでその場所の環境を
変えてしまう

外来種(外来生物)による
被害を防止するために

- ① 入れない…外来種を本来分布し
ていない地域に入れない
- ② 捨てない…飼養・栽培している
外来種を野外に捨てない(逃が
さない・放さな
い・逸出させな
いを含む)
- ③ 拡げない…既に
野外にいる外来
種をさらに他の
地域に拡げない



◆問い合わせ先

日野町エコライフ推進協議会事務局
住民課 生活環境交通担当 ☎0748-52-6578

白銅株式会社から寄付をいただきました

企業版ふるさと納税は、企業が寄付により社会への貢献やまちづくりへの応援をしていただく制度です。

12月15日(水)、白銅株式会社(角田浩司代表取締役)から80万円の寄付をいただきました。同社は、東京都千代田区に本社を構え、日野第2工業団地にある滋賀工場では、品質にこだわったアルミニウム等の加工・販売をされています。

今回いただいた寄付は、日野町のまちづくりのために、大切に活用させていただきます。ありがとうございます。



◆問い合わせ先 企画振興課 企画人権担当 ☎0748-5216552

ご利用ください「日野町奨学金制度」

日野町奨学金制度は、教育の機会均等を図るため、経済的理由により高等学校や大学等への修学が困難な方に、無利子で奨学金を貸与する制度です。

【対象者】

日野町に居住する方または居住する方の家族で、高等学校等および大学等における修学の見込みが確実で、学資の乏しい方。

【貸与額】

- ①高等学校等…月額1万円以内
- ②大学等…月額2万円以内

【受付期間】

令和4年4月1日(金)～4月28日(木)

【対象となる修学学校】
 ①高等学校等…高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(高等課程)、専修学校(高等課程)
 ②大学等…大学、短期大学、高等専門学校(高等課程除く)、専修学校(高等課程除く)

※詳しくは町のホームページをご覧ください。お問い合わせ先までご連絡ください。



町ホームページ

◆問い合わせ先 教育委員会事務局 学校教育課 ☎0748-5216564

令和4年4月1日から 成年年齢は18歳になります

民法の改正により、令和4年4月1日からこれまで20歳だった成年年齢が18歳に引き下げられます。それに伴い、戸籍の届出についての取り扱いも変更されます。

【主な変更点】

届の種類/変更点	変更前	変更後
婚姻届 婚姻開始年齢	男性 18歳(親の同意が必要) 女性 16歳(親の同意が必要)	男女ともに18歳* (親の同意は不要)
離婚届 親権者の指定	20歳未満の子	18歳未満の子
分籍届 届出できる年齢	戸籍の筆頭者および配偶者以外の20歳以上の者	戸籍の筆頭者および配偶者以外の18歳以上の者
婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁届 証人になれる年齢	日本に住所がある20歳以上の者	日本に住所がある18歳以上の者

*ただし、令和4年4月1日時点ですでに16歳以上の女性は、これまでと同様に16歳以上で結婚できます。

現在20歳未満の方が成人になる日は次の通りです。

生年月日	成人になる日
平成14年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日
平成14年4月2日～平成16年4月1日生まれ	令和4年4月1日
平成16年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日

その他の成年年齢引き下げによる変更などは、法務省のホームページなどでご確認ください。

◆問い合わせ先 住民課 住民担当 ☎0748-52-6571